

社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団 役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団（以下、「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 非常勤の役員等とは、非常勤の役員及び評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事については、報酬、期末手当を支給する。
- (2) 非常勤の役員については、報酬を支給する。
- (3) 評議員については、報酬を支給する。

2 役員等のうち、行政機関の公務員の職にある者に対する報酬等は支給しない。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 期末手当 別表第2に定める額

ただし、この場合における期末手当基礎額は、前号に規定する報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第3に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、鹿児島県社会福祉事業団職員給与規則の規定に準じた日)
- (2) 期末手当 毎年6月及び12月

2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、本人の同意を得た上で、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団旅費規則に基づき旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第 11 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団の常勤の役員の給与等に関する規則及び社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団の役員等の報酬に関する規則は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（第 1 次改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 450,000 円

別表第 2（常勤の理事の期末手当）

期末手当基礎額×鹿児島県社会福祉事業団職員給与規則に準じた率

別表第 3（非常勤の役員の報酬）

（１）理事

	日額
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	上記と同額

（２）監事

	日額
理事会・評議員会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	上記と同額
監事監査への出席	20,000 円

別表第 4（評議員の報酬）

	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	上記と同額